

わかさかないさきゅうりん
 < 稚咲内砂丘林自然再生事業実施計画の概要 >

1. 実施者及び協議会の名称

農林水産省林野庁北海道森林管理局
 上サロベツ自然再生協議会

2. 自然再生事業の対象となる区域
及びその内容

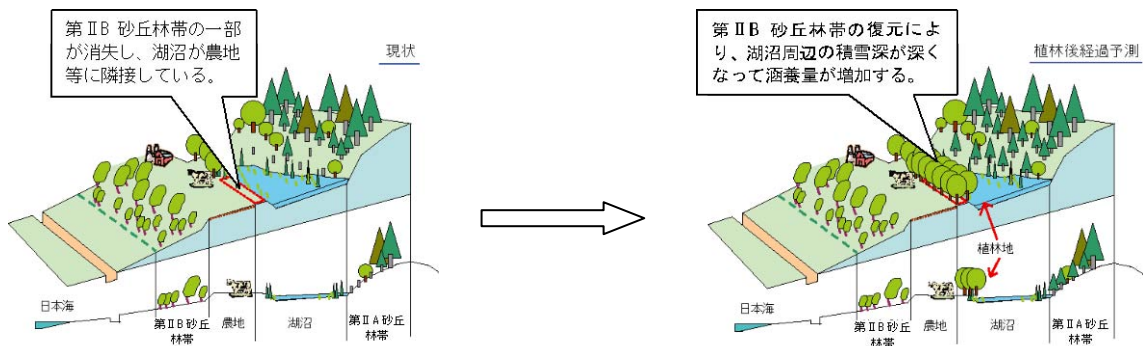
(1) 自然再生事業の対象となる区域

北海道豊富町内の稚咲内砂丘林(国有林内)

(2) 自然再生事業の実施内容

① 水位低下の抑制

過去の多様な人間活動により、海側に面した砂丘林の一部が改変を受けている。このような箇所には隣接する湖沼群では、水位低下（開放水面面積の減少）がみられる。このため、砂丘林の一部が消失している湖沼において、砂丘林の主な構成樹種であるミズナラ等の落葉広葉樹を植栽して砂丘林を復元する。また、植栽の実施が困難な箇所については、植栽の代替措置として、堆雪柵の設置を行う。なお、植栽に用いる苗木は、稚咲内に自生している郷土種の種子から育てられた苗や山どり苗の確保を基本とする。



② 砂丘林の修復及び保全

海側に面した砂丘林の一部が消失した背後の砂丘林では、海風が直接森林に当たることにより、上層木のトドマツの立枯れが発生し、林床にはトドマツの稚樹がほとんどみられず、笹類等に覆われているトドマツの異常な立枯れ箇所において、トドマツを植栽して砂丘林を修復する。なお、植栽に用いる苗木は、上記の①と同様である。

3. その他自然再生事業の実施に関する必要な事項

砂丘林帯湖沼群の水位低下（開放水面面積の減少）については、土地利用の変化による湖沼周辺の地下水位の低下も考えられるが、現段階ではその機構が明らかとなっていない。このため、将来問題となる懸念がある事項（トドマツの立枯れ、外来生物の侵入、エゾシカによる食害）も含めて、今後も継続的に現状を把握していくこととしている。